

第 64 回日本小児神経学会学術集会における重複発表の取扱い

<重複発表の定義>

- (1) 既に発表されたものと実質的に同じ内容の発表。
- (2) 指定演題（講演、シンポジウムなど）では問題とならない。
- (3) 一般演題では原則として好ましくないが、既発表であることを明記すれば、学術集会プログラム委員会の裁量で発表可能なこともある。

<対策>

- (1) 二重発表の場合には、演者が UMIN での一般演題登録完了後に自己申告を行う。

メールの件名に演題登録番号を明記の上、第 64 回日本小児神経学会学術集会運営事務局 宛
(jscn64@c-linkage.co.jp) に、他学会の抄録を提出。

※自己申告締切：2021 年 11 月 10 日（水）正午

- (2) 演題の採否はプログラム委員会に一任する。
- (3) 優秀口演賞、優秀ポスター賞、優秀 International Session 賞などの選定にあたっては対象外とする。

※虚偽の自己申告が判明した場合は、日本小児神経学会理事会に報告し、対応を委ねる。